

## 鳥栖市における空家等対策に関する協定について

### 1. 目的

市民生活の安全・安心を確保するため、鳥栖市と各団体等が相互に連携・協力し、空家等の発生の未然防止、流通・活用等の総合的な対策を推進することを目的とします。

なお、シルバー人材センターとは、市内の空家等の管理の適正化を進めること、かつ、高齢者の地域社会での活動・貢献の場を広げることを目的とします。

### 2. 相互の取組事項（シルバー人材センター除く）

- 空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- 空家等の不動産取引の促進に関すること。
- 空家等の活用促進に関すること。
- 空家等の権利関係の整理に関すること。
- 空家等の跡地活用に関すること。
- 空家等への対策に必要な情報の共有及び発信に関すること。

### 3. 鳥栖市の主な役割

- 空家等対策の取組の広報及び啓発
- 所有者等の同意を得て、各団体等に空家等に関する情報を提供

### 4. 各団体の主な役割

- 空家等に関する相談窓口の設置
- 鳥栖市が作成する空家等対策の広報媒体の配布・掲示への協力
- 鳥栖市が実施する相談会・講座等への協力（シルバー人材センター除く）
- 空家等の管理で受託できる業務（シルバー人材センターのみ）

### 5. 協定締結団体（敬称略・順不同）

- 佐賀県弁護士会 会長 稲津高大
- 佐賀県司法書士会 会長 鈴木謙一
- 一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会 会長 伊藤醇六
- 佐賀県土地家屋調査士会 会長 富澤弘光
- 一般社団法人佐賀県建築士会 会長 中野昭則
- 公益社団法人鳥栖市シルバー人材センター 理事長 佐藤忠克

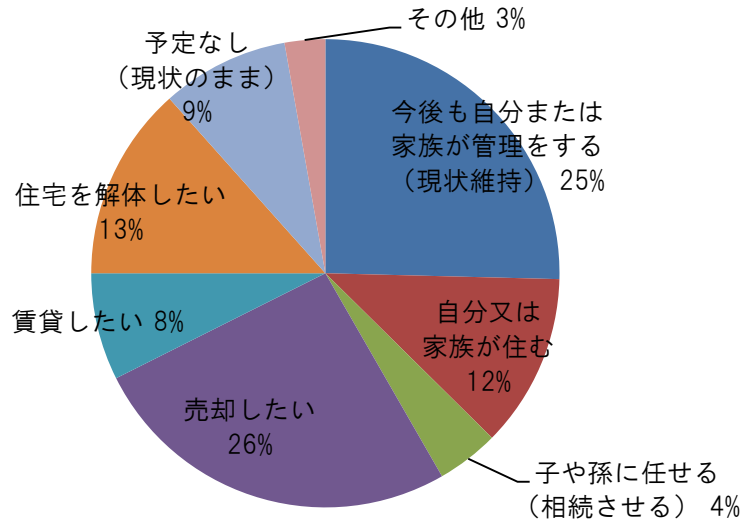
### 6. 協定締結式

- 平成30年2月26日（月）午前11時～正午  
鳥栖市役所 2階第1会議室

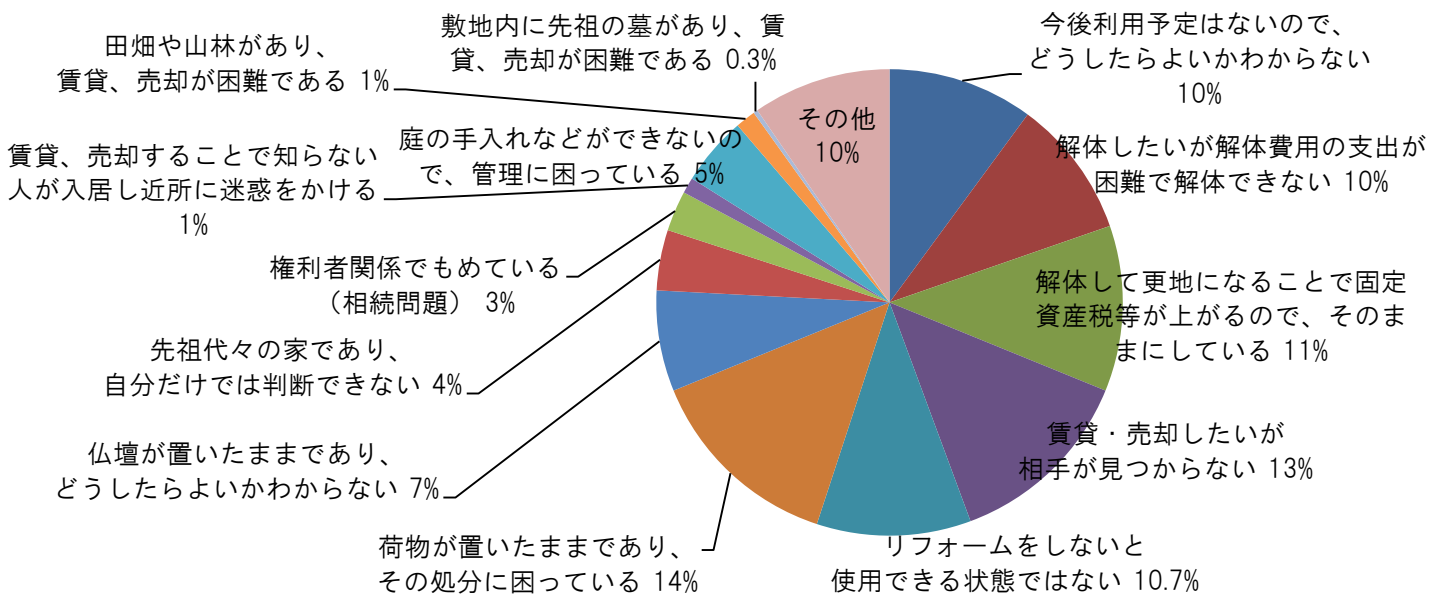
## 〔鳥栖市〕空家の所有者等アンケート調査から

### ● 調査結果（抜粋）

〔利活用の意向〕所有者等の約6割は、「住む・解体したい」を含め利活用の意向があります。



〔利活用の課題〕利活用したい方の課題の約3割は、資金的な課題ですが、残りの約7割は、解決方法が分からず悩んでいることが分かります。



### ● 所有者等の声（抜粋）

- 共有不動産のために、他の所有権を有する者との解決に至っていないので維持・管理の統一の見解が合意に至らないので困っている。
- 相続の話し合いの時、納得されなかった方が2名、共同名義になっていて売却等できない状態です。
- 売却して管理の負担をなくしたいが、亡くなった父の名義のままで、相続手続きが済んでいない。相続人の一人である母が認知症で対応に困っている。
- 売却など処分を考えているが行動を起こすタイミングをどうしたら良いか悩んでいる。現住所と離れているので、どのように（誰に）相談したら良いか困っている。

# 空家等に関する相談窓口のご案内

鳥栖市では、市内に空家等を所有及び管理する皆さまが抱える様々な問題について、専門家団体の相談窓口を無料で利用することができます。下記の連絡先を御参照下さい。

なお、無料で受けられる相談内容は、各団体により取扱いが異なりますので、お問い合わせの際にご確認ください。

**空家等とは** 個人が所有及び管理する住宅及び空地をいいます。

**相談の対象** 鳥栖市内の空家等とします。

## 空家等の相続、成年後見等権利関係の整理、空家等をめぐる紛争の解決に関すること

### 佐賀県弁護士会

電話 0952-24-3411 (相談時間約10分)

受付日時 毎週火・土曜日(祝日・年末年始除く)  
火曜日17:30~19:30、土曜日13:00~15:30  
※これ以外の相談は有料となります

弁護士による無料法律相談(要予約)  
鳥栖市 市民協働推進課

電話 0942-85-3576

実施日時 毎週木曜日  
13:00~15:00

## 土地・建物の相続登記、成年後見等に関すること

### 佐賀県司法書士会

電話 0952-29-0635

受付日時 毎週月・火・木曜日(祝日・お盆・年末年始除く)  
18:00~20:00 (但し、火曜日は19:30迄)

司法書士による無料法律相談(要予約)  
鳥栖市 市民協働推進課

電話 0942-85-3576

実施日時 毎月第2・第4水曜日  
13:00~15:00

## 不動産(空家・空地)に関すること

### 一般社団法人 佐賀県宅地建物取引業協会

電話 0952-32-7120

受付日時 平日(お盆・年末年始除く)  
9:00~17:00

## 建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認に関すること

### 佐賀県土地家屋調査士会

電話 0952-65-3201

受付日時 毎週火・木曜日(祝日・年末年始除く)  
10:00~16:00 (12:00~13:00除く)

## 建物に関すること

### 一般社団法人 佐賀県建築士会

電話 0952-22-3541

受付日時 平日(年末年始除く)  
9:00~17:00 (12:00~13:00除く)

## 空家等の現状確認、除草・剪定等管理作業に関すること

### 公益社団法人 鳥栖市シルバー人材センター

電話 0942-84-3147

受付日時 平日(年末年始除く)  
8:30~17:15

各団体と鳥栖市が「協定」を締結して空家等対策に取り組みます。

# 空き家・空き地の管理お任せください

当センターでは、鳥栖市と連携した事業として、空き家等の適正管理に関する協定を締結いたしました。この協定は、鳥栖市と当センターが相互に連携・協力することにより、空き家等の適正な管理を推進し、安全に安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的としています。

## 空き家管理の作業内容

目

### 視で問題ないかチェック!!

家の外側から家屋・敷地内に問題ないか確認します。

- 《 家 屋 》 外壁・外窓・屋根・雨樋の破損等
- 《 敷 地 》 雑草・植栽・不法投棄など庭の状態
- 《 その他 》 屋外水栓の通水確認・郵便受け内の確認



報

### 報告書（写真付き）を作成!!

家屋等の確認後、報告書を作成し、郵便（その際、請求書を同封）またはメールでお送りします。

※緊急時（台風通過後等）家の外側から目視点検を実施します。但し、緊急時の見回りのみ金額は、1回につき、2,000円

ここまで  
1回/1,500円  
(税込)にて実施いたします



提

### 案!! オプションから管理方法を追加

対応可能な仕事はご依頼後お見積りをし、お客様の了承のうえ作業を行います。

《 対応可能な仕事の例 》 除草・植木剪定・軽易な大工仕事

※無料でお見積りいたします。



## まずはお気軽にご相談ください

TEL 0942-84-3147

FAX 0942-84-2195

E-Mail [tosu@sjc.ne.jp](mailto:tosu@sjc.ne.jp)

公益社団法人

鳥栖市シルバー人材センター

〒841-0052

鳥栖市宿町1152番地2